○経済産業省令第八十六号

別表第一及び外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)別表の規定に基づき、 づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六十九条の五、 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に 輸出貿易管理令 (昭和二十四年政令第三百七十八号)

令和二年十二月十日

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令 経済産業大臣

梶山

弘志

次のように改正する。 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成三年通商産業省令第四十九号) の一部 を

した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように

カ N・N―ジアルキルアミノエタン―二―チオール(アルイ〜ワ [略] 超えるものに限る。) 当するいずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを全重量の一〇パーセントを超えるもの又はレからヤまでに該	カ N・N―ジアルキルアミノエタン―二―チオール(アルイ〜ワ [略] 超えるものに限る。) 当するいずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを全重量の一〇パーセントを超えるもの又はレからヤまでに該
	っては、へからタまでに該当するいずれかの物質の含有量が含む混合物(へからヤまでに該当する物質を含む混合物にあ質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を一・二 [略]
第一条 [略] (輸出貿易管理令別表第一関係)	第一条 [略] (輸出貿易管理令別表第一関係)
改正前	改 正 後

2・3 [略] ヨ〜ヤ [略]

9-190-

ものは、次のいずれかに該当するものとする。 第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様の

一~二 [略]

はこれらの部分品 これらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しく 若しくは断熱材であって、次のいずれかに該当するもの又は二 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング

って、欠のハザルかこ亥当するもの。ターボジェットエンジン又はターボファンエンジンであ

(一) 次の1から4までの全てに該当するものって、次のいずれかに該当するもの

力が八、八九○ニュートンを超えるものであって、本・最大推力が四○○ニュートンを超えるもの(最大推

ものを除く。)邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定した

○・一五キログラム以下のもの2 燃料消費率が一時間につき推力一ニュートン当たり

3·4 [略]

類

2・3 「略」 [略]

2 | 条の二 [略]

ものは、次のいずれかに該当するものとする。 場三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様

一~二 [略]

これらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しく若しくは断熱材であって、次のいずれかに該当するもの又は三 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング

はこれらの部分品

って、次のいずれかに該当するものターボジェットエンジン又はターボファンエンジンであ

1 機体に搭載されていない状態における最大推力が一) 次の1から4までの全てに該当するもの

えるものであって、本邦の政府機関が民間航空機に使い状態における最大推力が八、八九○ニュートンを超○○ニュートンを超えるもの(機体に搭載されていな

用することを認定したものを除く。)

3・4 「略」
カーニュートン当たり○・一五キログラム以下のもの状態での最大連続推力の燃料消費量が一時間につき推2 海面上における国際民間航空機関が定める標準大気

 $\stackrel{\frown}{=}$

ロ〜ル

四~二十七

第四条 ものは、次のいずれかに該当するものとする。 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様の

一 〈 匹 略

であって、次のイ及び口に該当するもの 合金の粉末又は合金の粒子状物質の製造用に設計した装置

(7) コンタミネーションを防止するように特に設計したも

法において使用するように特に設計したもの 第七号ハ(二) 1から8までのいずれかに該当する方

略

使用することができる液体又は冷媒用の液体であって、次の十一 潤滑剤として使用することができる材料、振動防止用に いずれかに該当するもの

イ〜ハ 略」

するもの -ボンからなるもののうち、次の(一)及び(二)に該当電子機器の冷媒用に設計した液体であって、フルオロカ

 $(\begin{array}{cccc} (&) & \cdot & (& 1 & 1) \end{array}$

十二~十四

十五 繊維又はこれを使用したプリプレグ若しくはプリフォ ムであって、次のいずれかに該当するもの

略

四〜二十七 [略]

第四条 ものは、次のいずれかに該当するものとする。『四条』輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様の

一 〈 匹 略

Ŧ. ように設計したもの 1から8までのいずれかに該当する方法において使用する |対策を講じてあるものに限る。) であって、第七号ハ (二 合金又はその粉末の製造用の装置(コンタミネーショ

[新設]

[新設]

六~十

若しくは冷媒用に使用することができる液体であって、 いずれかに該当するもの 潤滑剤として使用することができる材料又は振動防止用 次の

イ〜ハ 略

、フルオロカーボンからなるもののうち、次の(一)及び 電子機器の冷媒用に使用することができる液体であって

 $(1) \cdot (11)$ (二) に該当するもの

十二~十四

ムであって、次のいずれかに該当するもの 繊維又はこれを使用したプリプレグ若しくはプリフォ

略

第八条 第六条・第七条 第五条 十六 ものは、 の ニ・ホ 軸受又はその部分品であって、次のいずれかに該当するも 当するもの又はそのために特に設計した部分品 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様の 2 1 能動型の磁気軸受システムであって、次のいずれかに該 無機繊維であって、次の(一)及び(二) 略 の(1に該当するものを除く。 を超えるもの 次のいずれかに該当するものとする。 上であって、比弾性率が二、五四〇、〇〇〇メートル 比弾性率が五、六〇〇、〇〇〇メートルを超えるも 下略」 一酸化けい素の含有量が全重量の五○パーセント以 次のいずれかに該当するもの 略 に該当するも 第五条 第八条 第六条・第七条 、二 ・ホ -二~十一 [略] ものは、 十六 [略] の玉を除く。 イ・ロ [略] 軸受であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分 当するもの $(\begin{array}{c} (\) \\ (\) \\ (\) \end{array}) \sim (\begin{array}{c} (\) \\ (\) \\ (\) \end{array})$ 能動型の磁気軸受システムであって、 (日本産業規格B一五○一号で定める精度の等級が五以下 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様の もの 無機繊維であって、 次のいずれかに該当するものとする。 [新設] [新設] 略 比弾性率が二、 略 略 次の(一)及び(二)に該当するも 五四〇 ○○○メートルを超える 次のいずれかに該

一~八 [略]

するものを除く。)
号ハ(二)2、本号へ、第十一号又は第十条第五号イに該当次のイからホまでのいずれかに該当するもの(第三条第十九暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、

「一大学のでは、 「一大学

までに該当するものを除く。) 十) 次の1及び2に該当するもの((七)から(九)

(一) ~ (九)

一~八 [略]

するものを除く。)
号ハ(二)2、本号へ、第十一号又は第十条第五号イに該当次のイからホまでのいずれかに該当するもの(第三条第十九次の子からホまでのいずれかに該当するための部分品であって、

大大で、大の((十一)から(二十)までに該当す五六ビットを超えるもの又は非対称アルゴリズム(アルゴ五六ビットを超えるものであって、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したもの(当該暗号機能を有するように設計し、又は改造したもの(当該暗号機能有効化の手段を用いないで暗号機能を有効化できるものに限る。)のうち、次の(十)から(六)までのいずれかに該当する困難性に基づくものに限る。以下この号において持機能有効化の手段を用いないで暗号機能を有効化できるものに限る。)のうち、次の(七)から(二十)までに該当すれかに該当するものを含む。)又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いないで暗号機能を有効化できるものに限る。)のうち、次の(七)から(二十)までに該当すれかに該当するものを含む。)のうち、次の(七)から(二十)までに該当すれかに該当するものであって対称のとさが対象が表示という。

までに該当するものを除く。)十)、次の1及び2に該当するもの((七)から(九)

略

(一) ~ (九) [略]

て実現されているもので実現されているものに限る。) 又は第十七号のいずれかに該当するものに限る。) 又は第二十一条第一項第七号、第八名もの(この号から第十二号までのいずれかに該当す2 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物に組み込まれ

号、 第七号の二 第八号の三、

口

略

~ (十五)

る装置であって、公開された若しくは商業用の暗号標 のみを用いたもの又はその部分品 無線パーソナルエリアネットワークに用いら 準れ

ており、かつ、公開された若しくは商業用の暗号標準の装置の操作、管理若しくは保守に関するものに限定され みを用いたもの又はこれらの部分品 レーであって、情報システムのセキュリティ管理機能が ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくは

(十九) 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサー バーであって、情報システムのセキュリティ管理機能 次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品 が

次のいずれかに該当するもの

のを除く。 オペレーティングシステム 第九号の二又は第十七号のいずれかに該当する において実現されているもの 第二 条第 第九 項第

=++略

口

~ (十五)

(十六) 無線パーソナルエリアネットワークに用いら れているもの又はその部分品 当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うこと ができる範囲が一〇〇メートルを超えない範囲に限定さ デバイスに相互接続することができないものであって、 を超えない範囲に限定されているもの若しくは八以上の を使用して通信を行うことができる範囲が三○メートル のみを用いたもののうち、当該暗号標準に係る暗号機能 る装置であって、公開された若しくは商業用の暗号標準

(十七) 略

十八 (十九) 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサー 理若しくは保守に関するものに限定されており、かつ、情報システムのセキュリティ管理機能が装置の操作、管 又はこれらの部分品 公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもの ルーター、 スイッチ若しくはリレーであって、

次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品 バーであって、情報システムのセキュリティ管理機能が

略

次のいずれかに該当するもの

もの に該当するものを除く。)において実現されている オペレーティングシステム(第二十 第八号の二、 第九号又は第十七号のいずれか 一条第一項

略

(二) 本号から第十二号までのいずれかに該当するもの又 グラムに本号イに該当する貨物の有する機能と同等の機 ものに変換するように設計し、若しくは改造したもの 号イ又はハからホまでに係るものに限る。)に該当する ものに限る。)を第二十一条第一項第九号(第八条第九 号の三、 二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、 ないものに限る。)に変換し、又はあるプログラム(第 のに限る。)を本号イに該当するもの(本号へに該当し したもの 能を追加することができるように設計し、若しくは改造 第八号の三、第九号若しくは第九号の二に該当するプロ は第二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、 ある貨物(本号から第十二号までに該当しないも 第九号、 第九号の二又は第十七号に該当しない

ハ~へ [略]

十 [略]

るものでさせ又は迂回させるものであって、次のいずれかに該当す下させ又は迂回させるものであって、次のいずれかに該当す情報システムのセキュリティ管理機能を無効化し、機能を低十一 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、

るように設計し、又は致造したものを含む。)
ースエンジニアリングの方法により暗号解析機能を実行す
イ 暗号解析を行うように設計し、又は改造したもの(リバ

って、その機能実現のために電子計算機の端末又は通信端もの(イ又は第七条第五号に該当するものを除く。)であって、登計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する

、若しくは改造したもの機能と同等の機能を追加することができるように設計しに該当するプログラムに本号イに該当する貨物の有するは第二十一条第一項第七号、第八号の二若しくは第九号(二)本号から第十二号までのいずれかに該当するもの又(二)本号から第十二号までのいずれかに該当するもの又

ハ~へ [略]

造したものを含む。)

造したものを含む。)

の方法により暗号解析機能を実行するように設計し、又は改

うに設計し、又は改造したもの(リバースエンジニアリング

うに設計し、又は改造したものであって、暗号解析を行うよ

下させ若しくは迂回させるものであって、暗号解析を行うよ

できせ若しくは迂回させるものであって、暗号解析を行うよ

新設

[新設]

末の認証又は承認制御を迂回することができるように設計 ために特に設計したシステム又は装置 たもの (電子計算機の端末又は通信端末の設計又は製造 若しくは次の

から (四)に掲げるものを除く。

デバッカー、 ハイパーバイザー

論理データ抽出に限定されたもの

チップオフやJTAGを使用してデータ抽出する

ジェイ ルブレーキング又はルート化用に特別に設

計されたもの

第九号の二のいずれかのプログラムが有する機能を含む。) 第七号、 る情報システムのセキュリティ管理機能(第二十一条第一項 置又は第九号から前号までのいずれかに該当する貨物が有す を評価し、若しくは検証するための測定装置 本号に該当する測定装置の設計用の装置若しくは製造用の装 第九号から前号までのいずれかに該当する貨物若しくは 第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号又は

ものは、次のいずれかに該当するものとする。 輸出令別表第一の一○の項の経済産業省令で定める仕様

〜九の三

であって、次のいずれかに該当するもの レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置

を除く。) あって、次のいずれかに該当するもの(ニに該当するもの)波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器で

(一) ~ (五)

九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメート ル以

> 理機能 の装置若しくは製造用の装置又は第九号から前号までのいず二(第九号から前号までのいずれかに該当する貨物の設計用) いずれかのプログラムが有する機能を含む。)を評価し、 れかに該当する貨物が有する情報システムのセキュリティ管 くは検証するための測定装置 (第二十一条第一項第七号、 !を含む。)を評価し、若第八号の二又は第九号の

第九条 のものは、次のいずれかに該当するものとする。 輸出令別表第一の一○の項の経済産業省令で定める仕様

〜九の三 略

であって、次のいずれかに該当するもの レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置

を除く。)あっって、次のいずれかに該当するもの(二に該当するもの 波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー 発振器で

(一) ~ (五) 略

九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以

、欠り、げれいこ亥当けるように設計したものであって下の波長範囲で使用するように設計したものであって

次のいずれかに該当するもの

- ^ ^ ^ ででこうの - 単一横モードで発振するものであって、次のいず

れかに該当するもの

定格出力が一、〇〇〇ワットを超えるもの

次のイ及びロに該当するもの

定格出力が五○○ワットを超えるもの

スペクトルバンド幅が四〇ギガヘルツ未満の

もの

2 [略]

(七) ~ (十) [略]

十の二~十六 [略]

口~~ [略]

第十条・第十一条 [略]

様のものは、次のいずれかに該当するものとする。第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕

は部分品

であって、産業用のもの又は航空機用ガスタービンエンジンであって、産業用のもの又は航空機用ガスタービンエンジンであって、産業用のもの又は航空機用ガスタービンエンジン(船舶の発電若しくは推進に適合したガスタービンをが大が、

四、二四五キロワット以上のもの基準条件での定常状態で動作する場合の最大連続出力が二イ 国際規格ISO三九七七/二(一九九七)が定める比較

、次のいずれかに該当するもの下の波長範囲で使用するように設計したものであって

1 単一横モードで発振するものであって、次のいず

れかに該当するもの

二 次のイ及びロに該当するもの 定格平均出力が一、〇〇〇ワットを超えるもの

ロ スペクトルバンド幅が四〇ギガヘルツ未満の

もの

2 [略]

(七) ~ (十) [略]

口~~ [略]

十の二~十六 [略]

第十条・第十一条 [略]

様のものは、次のいずれかに該当するものとする。第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕

は部分品 である ではそのために特に設計した組立品若しく ロに該当するもの又はそのために特に設計した組立品若しくエンジンから派生したものを含む。)であって、次のイ及びエンジン(船舶の発電若しくは推進に適合したガスタービンニ 液体燃料を使用するように設計した船舶用のガスタービンニ

6 4 2 • 3 第十四条~第十六条 8 • 5 める仕様のものは、 四の二~二十 [削る] [削る] 体又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するも イ~ホ [略] 宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう 五. 準軌道用の飛しょう体 グラム以下のもの |パーセントにおいて一キロワット時当たり〇・二| 九キ 液体燃料の使用時の補正燃料消費率が最大連続出力の三 略 略 「略」 輸出令別表第一の一四の項 略 略 略 略 次のいずれかに該当するものとする。 略 (一) の経済産業省令で定 7||5||4₁| |-|៕|6||削||8 ||除|| 4 || 2 ・ 削 3 8 \ 10 第十三条 輸出令別表第一の一四の項(一)の経済産業省令で定 第十四条~第十六条 光学効果を利用したもの 兀 電気制動シャッター 様のものは、一〇〇 四の二~二十 める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 · = 輸出令別表第 体又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するも イ~ホ 口 [略] 宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう 五パーセントにおいて一 ログラム以下のもの 略 [新設] 液体燃料の使用時の補 [略] [略] 略 略 0) 略 略 四の項 イクロ秒未満のシャッター速度を有する四の項(八)の経済産業省令で定める仕 (カメラ用に設計したものを除く キロワット時当たり〇・二一九キ 正燃料 フォトクロミック作用又は電. 消費量が最大連続出力の三

- く。) 該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除二 第四条第十二号ハ若しくはニ又は第十五号ハ若しくはニに
- 術(プログラムを除く。)(前号に該当するものを除く。)の設計又は製造に必要な技三 第四条第二号から第十六号までのいずれかに該当するもの

2 5 [略]

6 _ 略 _

グラムニスは第十四条第一号に該当するものを設計するためのプロコ又は第十四条第一号に該当するものを設計するためのプロー第四条第十二号ハ若しくはニ若しくは第十五号ハ若しくは

計するためのプログラム(前号に該当するものを除く。)二 有機物、金属又は炭素をマトリックスとする複合材料を設

7 [略]

第十八条 [略]

術は、次のいずれかに該当するものとする。第十九条 外為令別表の七の項(一)の経済産業省令で定める技

一~五 [略]

2 [略]

次のいずれかに該当するものとする。
3 外為令別表の七の項(三)の経済産業省令で定める技術は、

ンピューテーショナル・リソグラフィ・プログラムク又はレチクルのパターンを設計するために特に設計したコー 極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用のマス

二~四 [略]

| 五 直径三○○ミリメートルのシリコンウエハーの外周の除外

ラムを除く。)
くは二に該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログニ 第四条第二号、第十二号ハ若しくは二又は第十五号ハ若し

術(プログラムを除く。)(前号に該当するものを除く。)の設計又は製造に必要な技三、第四条第三号から第十六号までのいずれかに該当するもの

2~5 [略]

6 「略」

くは二に該当するものを設計するためのプログラム第四条第二号、第十二号ハ若しくは二又は第十五号ハ若し

計するためのプログラム(前号に該当するものを除く。)二 有機物、金属又は炭素をマトリックスとする複合材料を設

7 [略]

第十八条 [略]

術は、次のいずれかに該当するものとする。第十九条 外為令別表の七の項(一)の経済産業省令で定める技

一~五 [略]

2 [略]。

次のいずれかに該当するものとする。
3 外為令別表の七の項(三)の経済産業省令で定める技術は、

を条件設定するため せるためのリソグラフィ工程、 略 絶縁体又は半導体に対して \hat{O} 物理的シミュ エ ッチン 7 ーションプログラム ス クパ ブ 、工程又は成膜工 ター ンを転写さ

| |新設 | ||

ライス、研削及び研磨の技術のうち、長さ二六ミリメートル領域を二ミリメートル以下としたウエハーの表面に対するス

ける平坦度が二〇ナノメートル以下を達成するために必要な、幅ハミリメートルの長方形に分割されたいずれの領域にお

技術(プログラムを除く。)

4 [略]

次のいずれかに該当するものとする。 5 外為令別表の七の項(五)の経済産業省令で定める技術は、

肖院

二~五 [略]

第二十条 [略]

技術は、次のいずれかに該当するものとする。第二十一条 外為令別表の九の項(一)の経済産業省令で定める

一·二 [略]

製造に必要な技術(プログラムを除く。)もの(同条第十一号ロに該当するものを除く。)の設計又は二の二 第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当する

技術(プログラムを除く。)
(同条第十一号ロに該当するものを除く。)の使用に必要な三 第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの

四~六 [略]

ログラムかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプセー第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれ

4 [略]

次のいずれかに該当するものとする。 外為令別表の七の項(五)の経済産業省令で定める技術は、

せるためのリソグラフィ工程、エッチング工程又は成膜工程導体、絶縁体又は半導体に対してマスクパターンを転写さ

二〜五 [略]を条件設定するための物理的シミュレーションプログラム

第二十条 [略]

技術は、次のいずれかに該当するものとする。第二十一条 外為令別表の九の項(一)の経済産業省令で定める

一•二 [略]

ものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)二の二 第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当する

の使用に必要な技術(プログラムを除く。) 三 第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの

七 第八条第九四~六 [略]

グラムに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプロに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプロー第八条第九号から第十一号まで又は本項第九号のいずれか

七の二 第八 号ロ又は本項第九号の二 に該当するも

[略]

八の二 第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のい ずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム \mathcal{O}

を使用するために設計し 第八条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するも 又は改造したプログラム

ち、その機能が、操作、 れているものを除く。こ のもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができる る機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するため プログラムであって、第八条第九号イ若しくはハから 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののう 第十号又は第十一号イのいずれかに該当する貨物の有す (第八条第九号イ又はハからホまでに係るものにあって 管理又は保守に関するものに限定さ ホ

ができるもの するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うこと 物の有する機能と同等の機能を有するもの、 プログラムであって、 (侵入プログラムを除く。 一号口に該当する貨 当該機能を実現

2 次のいずれかに該当するものとする。 外為令別表の九の項 (二) の経済産業省令で定める技術は、

改造したプログラムであって、 法執行による監視又は分析を行うために特別に設計又は ずれかに該当するもの

八の二 第八条第九号から第十一号まで又は次号のいずれ八 [略] 該当するものを使用するために設計したプログラム

[新設]

九 もの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるも 機能と同等の機能を有するもの、 ているものを除く。 その機能が、操作、 プログラムであって、第八条第九号イ若しくはハからホ 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち (第八条第九号イ又はハからホまでに係るものにあっては 第十号又は第十一号のいずれかに該当する貨物の有する 管理又は保守に関するものに限定され 当該機能を実現するため \mathcal{O}

2 次のいずれかに該当するものとする。 外為令別表の九の項 の経済産業省令で定める技術

一 十 四

イ 通信サーごスティッ に専用に設計又は改造したプログラムを除く。 通信サービスプロバイダから、 ハンドオーバー ーインター

フェースを用いて取得した通信内容又はメタデータに対し

通信内容若しくはメタデータ又はイの検索に基づき ードセレクターに基づいて検索を実行するもの 関

課金目的

「課金目的
「はなる人的ネットワークの解析又は狙った個人の動きを追答する人的ネットワークの解析又は狙った個人の動きを追

ネットワークのサービス品質管理 $(Q \circ S)$

| |利用者の体感品質管理(QoE)

モバイル決裁又は銀行業務

第十五号のプログラムの設計 製造又は使用(操作に係

るものを除く。 に必要な技術 (プログラムを除く。

3

第二十二条~第二十四条 略

2 略 第二十五条

3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は 次のいずれかに該当するものとする。

を除く。) 又はその設計のためのプログラム 該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラム ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに

イ〜リ 略

ファンブレードであって 次の (一) 及び に該当

[新設]

3

第二十二条~第二十四条

略

第二十五条

2

3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は 次のいずれかに該当するものとする。

を除く。)又はその設計のためのプログラム 該当するものの設計若しくは製造に必要な技術 当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに

中空のファンブレード

イ~リ

略

2 1 備考 別表第二・別表第三 第二十七・第二十八条 第二十六条 [略] 4 5 (罰則に関する経過措置) この省令は、令和三年一月二十七日から施行する。 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 (施行期日) 三 技術であって、当該技術を用いることによって、ある 三・四 [略] - ・二 [略] ル~ヲ 貨物が第十三条第八項に該当する貨物の有する機能を発 揮できるように特に設計したもの 表中の するもの 則 の総体積の二〇パーセント以上のもの [略] を一以上有するもの
体積が五立方センチメートル以上の閉鎖キャビテ 真空又はガスのみからなる閉鎖キャビティを 閉鎖キャビティの体積の合計がファンブレー の記載は注記である。 [略] 略 なお従前の例による。 第二十六条 [略] 別表第二・別表第三 第二十七・第二十八条 4 • 5 三・四 [略] 三 技術であって、当該技術を用いることによって、ある 一•二 [略] ル〜ヲ [略] 揮できるように特に設計したもの 貨物が第十三条第十項に該当する貨物の有する機能を発 略 [新設] [新設] [略] 略